

# 文書館ニュース

9 号  
山口県文書館

公立文書館の設置状況について

松村 茂……1

文書館協議会の結成を望む

広田暢久……4

山口県史料の継続出版事業

田村哲夫……8

## 公立文書館の設置状況について

松村 茂  
(山口県文書館長)

### 一 文書館・史料館の増設傾向

公立文書館の設置について、日本学術会議や地方史研究協議会その他多くの関係者から提唱・要請があつてから、かなりの時間が経過し、その間、同時に国立機関の設置勧告にもとづく国立公文書館の開設(昭和四十七年四月)をはじめ、各都道府県においても文書館・史料館ないしは図書館・博物館等の一機能(分課)として開設をみてきたことは、まことによるこぼしい。

山口県文書館は、昭和三十四年四月、学術会議の文書保存措置勧告前にすでに開設をみていたという先導的責任もあつて、その後の公立文書館の設置状況については、絶えず関心を払ってきた。最近では昭和四十七年夏に、各県機関に対し設置の動向を調査し、その

結果を文書館ニュース第七号に掲載したが、ついで昨四十九年八月地方行政調査会を通じて、都道府県立文書館に関する調査、すなわち文書館・史料館、図書館・博物館等における歴史的文书および公私の記録などの史料保存利用機関について、その組織および運営の概況をうかがつたので、その結果を基に若干の気付きを述べてみたい。

機関の設置をみているのは、別掲一覽表のとおり二七都道府県(以下「県」と指称)にのぼるが、収蔵史料の性格やその量などから、いわゆる文書館史料館に該当すると思われるのは一六県である。さらにまた、文書館としての機能、すなわち古文書館と近代文書館の機能を備え、それにふさわしい収蔵史料を有するのは、宮城・東京・埼玉・京都・山口・熊本・宮崎などの数県にすぎないといふことにならう。しかしながら、これら性格論や実態論はともかくかつて昭和三十年代初め、明確な性格付けのもとに設置された公立機関は、山口県ただ一館であつたという実態に比較すれば、その後の増加の傾向はまことに好ましい過程をたどっているといえよう。

### 二 少ない独立機関

つきに、独立機関か否かの点をみてみたい。望ましい文書館の性

(1)

格を「古代から中近世さらに近現代にわたる公私の文書記録を収蔵保存利用する機関」とし、これにふさわしい実態を備えているものなかで、独立の機関として設置されているのは東京都と山口県のみである。独立機関と併置もしくは分課機関との優劣論になると、容易に結論がでないであろう。しかしながら、代替性のない原典資料類を主体とする図書館が、代替性のある刊本図書類を主体とする図書館とは、その収蔵史資料の性格上、本来別機関である。その意味で、多くの県で採用されている図書館の一分課としての存在は好ましい姿とはいえない。しかも、文書史料類を扱うにあたっては、絶えず研究的過程、ことに共同研究の成果の上に立つことが必要である。したがって図書館には研究機関の性格も付与されなければならない。こうみてくると、おのずから独立機関たることに結論づけられることになる。もっとも、かつての図書館の郷土資料室的沿革と存在の上に、図書館的機能を設置するという多くの県の設置経緯は、その過渡的位置づけとしてはうなずける。これは近い将来、その性格の本来の差異の理解の上に、独立機関化の方向に赴くことが望ましい。それは、図書館・博物館その他の類似機関との併置、もしくは一分課として一体的に運用される場合の長所あるいは合理性よりも、もっとメリットの高いものであることに注意しなければならぬからである。このことは欧米諸国の先進的事例に比較するまでもあるまい。

### 三 職員と経費

各県の収蔵史料点数は、その設置の経緯や県内所在史料の実情によつてそれぞれ異なるが、専門的業務にたずさわる職員、一人当り

の点数でみると、さきに述べた図書館の機能としてふさわしい県において、宮城五〇〇点、東京八〇〇点、埼玉二万四〇〇点、神奈川五〇〇点、京都二〇〇点、山口三万三〇〇点、熊本七〇〇点、宮崎五〇〇点というように、これまたその差ははなはだしい。少なくとも、埼玉・山口のように一万点を越えるものについては、職員の史料整備管理能力が高いというような説明をもってしても問題がありそうである。職員一人当りの適正史料点数というようなものが果して設定できるかどうか、その史料の性格によつて一概にいえないものの、ことに埼玉や山口のように二万点以上、三万点以上という数字からして、職員数が少ないということは指摘できる。機関の性格上、必ずしも多数の職員を配置する必要はないものの、名実ともに図書館であり、かつその機能を発揮させるためには、古代・中世・近世・近代・現代の各時代毎に専門的能力を配置するためには、最小限二名、また史料の層の厚い近世や近代に三名づつとしても一二名の配置は必置数とみななければならない。その意味で宮城や京都・神奈川などはそれに近い配置がなされているといつてよいが、その他の県についてはきわめて不足の状態といわなければならない。なお県史編纂事業を進めている県については、そこに充当されている常勤非常勤の職員とのかねあいのみなければならぬ面があるので、現時点において、右にあげた数字がそのまま決定的なものとして受けとめられるかどうかは問題があろうが、ともかく、この機関に対する常時配置人員の少なさは指摘できる。

つぎに、収蔵史料点数一点当り事業費について、昭和四十八年度現計予算でみると、多い県で八〇〇円から五〇〇円、少ない県では三〇円から七〇円というような大きな差が見られる。単年度予算で

## 府県立文書館史料館一覽

(49. 8. 1. .)

府 県 名	機 関 名	設立年月	収 藏 史 料 (点)	
北海道 北青岩宮 秋山福次 福次 栃群 埴千 東神 新富 石福 山長 岐静 愛三 滋京 大兵 奈和 鳥島 岡広 山徳 香愛 高福 佐長 熊大 宮鹿 沖	総務部行政資料課	…	開拓使史料 20,000	
	—	…		
	道森手城	県立図書館資料課	…	中近世近現代 62,300
	〃	東北歴史資料館	49. 8	考古近世 3,700
	田形	県立図書館文書係	46. 4	近世近代 13,600
	嶋城	—	—	—
	木馬	福島県歴史資料館	45. 9	近世近代 20,000
	玉葉	茨城県歴史館	48. 4	近世近代 50,000
	—	—	—	—
	浦和	浦和図書館文書館	44. 4	近世近代 167,000
	—	—	(準備中)	—
	東京	東京都公文書館	43. 10	近世近代 85,500
	奈川	神奈川県立文化資料館	47. 8	近世近現代 53,000
	—	—	—	—
	潟山	県立図書館古文書課	49. 4	近世 800
	井梨	県立図書館奉仕課	—	近世近代 2,800
	野阜	県立図書館奉仕課	45. 4	近世近現代 41,600
	—	—	(検討中)	—
	岐阜	岐阜県史料館準備室	49. 4	近世近現代 22,000
	岡知	県立図書館資料課	44. 7	近世近現代 7,000
	—	—	—	—
	重賀	—	—	—
	京都	京都府立総合資料館	45. 8	中近世 27,700
	大阪	大阪府立中島図書館郷土資料課	49. 4	近世 33,800
	—	—	(検討中)	—
	—	—	—	—
	歌山	県立博物館学芸課	47. 10	中近世 28,600
—	—	—	—	
根山	県立図書館資料課	43. 4	近世近代 5,300	
島口	山口県文書館	34. 4	中近世近現代 230,000	
—	—	—	—	
徳香	県立図書館整理課	…	近世 6,400	
愛高	瀬戸内海歴史民俗資料館	48. 8	文書 9,800	
—	—	…	中近世 3,500	
高知	県立図書館	…	—	
福岡	高知県立郷土文化会館	—	—	
—	福岡県文化会館資料課	38. 10	中近世近代 67,000	
—	—	—	—	
—	—	—	—	
—	県立図書館資料課	40. 4	近世近現代 28,000	
—	—	—	—	
—	県立図書館史料室	49. 4	近世近代 14,800	
—	維新史料編纂所	43. 9	中近世近代 2,600	
—	—	—	—	
児	—	—	—	

比較することはきわめて危険であるが、少なくとも一〇〇円未満というような計上では、機能の發揮は困難であらうし、また充當經費の絶対額は、一定基準を越える規模の機関では、その収蔵史料の点数に比例して増加するのが常識であらう。

#### 四 設置の動き

わが国の文書館の機能が、国公立を通じて、独立専門の機関として考えられるようになったのは、戦後もしばらくたってからのことである。その点では、すでに十七世紀から十八世紀にかけて設置運営されてきたヨーロッパの古い国々に比較すると、大きな立ち遅れをみせているといっても過言ではない。この遅れを取りもどすためには、各県とも急いでその設置を進めなければならない。

さきにも述べたように、ここ十数年来、三〇に近い県でいろいろの問題点はあるにせよ、その設置をみてきたことはよろこばしい。そして現にその設置を検討し、その方向で準備を進めつつある県があることもまた好ましい状況といえる。しかし反面、全くその動きのない県があることはさびしい。

設置準備中の県は、岐阜県のように史料館準備室という形で進捗途上にあるものを含め、千葉県・和歌山県・鹿児島県・福井県・兵庫県・広島県などの数県で、準備中もしくはその方向で検討が進められている。千葉県ではすでに実施設計の段階に入っており、名称も「千葉県立文書館」と仮称されている。鹿児島県では維新史料記念館という形で考えられているようであり、兵庫県では「兵庫県公文書館」という構想が進められつつある。広島県は、県立図書館郷土史料室が今のところその役割を担っているが、近く文書館構想に

向うべく検討中である。それは、県史編纂室の事業が進み、集積資料の増加に伴って逐次具体化するものとみられる。このように、県史編纂室の進捗ないし完了に伴ない、その過程で集積された史料を核にして文書館の設置をはかるというケースはいままでも見られ、これからもしばしばみられるケースであろう。そしてその所属についてもいろいろ検討され、論議がなされているようである。

県史編纂事業の集約として設置されるのは多く知事部局に属するようである。郷土史料室の拡大発展に基礎を置いたものは、その分課機関はいうに及ばず、教育委員会所属にひかれるようである。そのどちらが機関の性格にふさわしいかについては両論に分かれるところであるが、そのいずれにしろ、要は、前に述べた本来の性格の差異についての、理事者の理解にかかっているといわなければならない。最後に、市町村段階で設置されている文書館は、いまのところ藤沢市や尼崎市・下関市・宇部市にすぎないが、近く山口市にも設けられる予定であり、さらに京都市でも設置の検討がなされつつある。

### 文書館協議会の結成を望む

広田 暢久

(山口県文書館専門研究員)

歴史資料保存機関関係者懇談会(以下懇談会)は、過去二回埼玉県と茨城県で開催された。そうして今回は山口県文書館が引き受けとなり、山口市で開催されることが決定している。そのためもあって、私はこれまでの文書館設立運動をふりかえり、また懇談会が文

書館協議会に発展することを望みながら、今後の課題を考えてみた。  
い。

1  
昭和三十九年、いわゆる「史料センター」問題がおこり、歴史学会や多くの関係機関が、この設立構想に反対して学会連合が結成され、多くの反対世論によってこの構想は消滅した。しかし、国立有力大学に設置される史料センター構想は消えたものの、歴史的史料の保存問題の解決策が、その後著しく進展したとはとても考えられない。その原因はどこにあるのだろうか。

その当時、私達文書館職員は全員一致して史料センター案に反対した。反対した理由の一つに、「文書館の史料が史料センターによって収奪されるのではないか」という危機感があった。史料センター推進者は「既設館の史料を収集することはない。センターはそれをマイクロ化し、ネガだけを保存するのだから」という説明であった。「若しそうだとするならば、史料の散逸防止のための史料センター設置という大義名分はなく、既存史料の収集化にすぎない」と私達は反論した。史料の収集・保存については、私達もいつも苦勞しているし努力しているという自負があった。そうした史料を、保存する立場からではなく、利用する立場からの発想で、史料センター設立が計画されたことについて、保存機関の職員である私達は我慢が出来なかつたのであつた。また、史料の現地保存主義や地方自治の立場から、センター案のもつ中央集権的な発想にも問題があり、さらに公開の原則や平等利用について不明であるとした。私達は「史料の散逸渾滅防止のためならば、大学に史料センターを設立するのではなく、各県に文書館を設立すべきである」と訴

え、当面のスローガンとしては「史料センターよりも文書館」を主張した。そうして、中央にはそれら各県の文書館を有機的に結びつけ、連絡調整に当る「中央文書館」を設置する必要があると考えていた。

2  
その時から十年が過ぎた。この十年間の変化の特徴は、文書館または類縁機関の増加である。北海道行政資料課、福島歴史資料館、茨城県歴史館、県立埼玉文書館、神奈川県立文化資料館、鳥取県立博物館史料室など、十年前にわずか東京・京都・山口の三館のみであつた時とは比すべくもない。また市立藤沢文書館の設立も特筆すべきことであろう。しかし、これらの変化にもかかわらず、文書館設立運動は着実に前進していると断言することにためらいを感じるのには、私だけではないであろう。それは、山口県文書館を含めて既設・新設機関の現状が、理想とかけ離れているからでもある。これらの館に共通していえることは、①少ない予算と人員、②解決しなければならぬ多くの事業と課題、③問題点の多い組織と機構、④職員的身分保障がなされていないこと等、枚挙にいとまがないほど各館共通の問題点が指摘できる。

「文書館は単なるサービス機関ではなく、研究機関でなければならぬ」と私達はこれまでいい続けて来た。このことは、歴史的史料を保存する機関に働く者の共通の願望であると思う。しかし、私達が研究機関でなければならぬと主張するに至つた理由は、文書館の日常業務が、どれ一つ取り上げても研究を伴い、研究と切り離せない仕事であるからだ。近世文書の整理にしても、研究心がなくては分類できないし、文字や用法に通暁するためには、最低十カ年はか

かるのではないだろうか。まして、ほとんど研究されていない明治以降の行政文書の整理は、解決すべき課題の連続であるといえる。

したがって文書館における研究性とは、文書の収集・整理・利用について、科学的・大系的にどのような史料を処理するかということであろう。文書館における研究はここから出発すべきであると考えている。ところが、文書館は研究機関でなければならぬという理由で、大学の研究者と同じように緊急を要する収集・整理をかえりみず、自分の研究のみに没頭したらどうなるだろうか？いかに秀れた歴史上の論文や概論書が生み出されても、文書館本来の業務の進展はみられないのではなからうか。ここに、大学の研究者と文書館職員研究者の研究の質の違いが考えられている。しかし、ここに大きな問題がある。それは、いかに秀れた分類大系をつくり分類しても、現状の日本の学界ではそれは研究として認められていないということだ。また、来館者に対し、すばらしいレファレンスをしていても、それは研究的な業績とは何のかかわりもないと学界ではみなされているのである。

文書館には多くの史料がある。その史料を自由に駆使してすばらしい論文を書くことと考え、多くの文書館職員は就職したのであった。しかし日常業務は、史料集出版のための筆耕であり、目録をつくるための袋詰め作業であり、収集のため埃にまみれた仕事であり自分が研究したいと考えていた史料を、閲覧者に提供するための運搬である。そうしてこれらの業務や作業は学界から何の価値も認められないのである（断っておくが、業務外の職員の研究活動を私は否定しているのではなく、公私のけじめと、業務内の研究性をここで問題としているのである）。

このように、文書館職員には解決を迫られている緊急の課題があり悩みがある。こうした問題を話しあう場として懇談会は発足した。従って懇談会は名前の如く、歴史的史料を取り扱う職員の意見交換と懇親を深める場であった。

この懇談会に過去二回出席して私の感じたことは、出席者全員が歴史的な史料と取り扱う業務に誇りと喜びと自負をもち、どのようになれば文書館業務をより研究的なものとするのが出来、また学界に寄与することが出来るかと、日夜真剣に努力していることであつた。ここには、業務で苦勞している人に対し、同志的な暖かい連帯感が寄せられる。まだ文書館設立運動は発足して日が浅いため、文書館職員は歴史研究者からも一般社会人や公共団体などからも理解されない面が多く、私達のことが分つてもらえないことが多いが、懇談会では私達の苦しさやもどかしさなげなさが、海綿が水を吸うように共通理解となる。私は、日本で始めて現われた新しい型の歴史研究者の集団ではないかと思つている。

過去二回の懇談会は、つまるところ次の二つの事項に帰結すると思ふ。

- (1) 文書館設立運動の発展を図る。
- (2) 文書館の性格・機能・組織の検討。

前回の次城県水戸市の会では、全国から一八機関約四〇名の者が集つたが、そこではいろいろなことが話しあわれた。討論し決議するという会ではないので、決定事項というものはないが、ただ一件だけ討議された議題があつた。それはこの懇談会を恒常的な連絡協議会にしようという提案であつた。

この提案に対し、時機尚早論と即時改正論の二つに分かれた。またそのような改組は早いという論拠は、「私的な自由な話し合いの場だから、フランクに意見が出せる。若し公的な会となると機関の長だけが出席して、専門的な職員の意見が反映しなくなるのではなか」ということであつた。このような疑問はもつともであり、誰もが不安を感じていることでもあつた。「専門的なテーマを議題の中に入れることによつて、排除できるのではないか」という意見もあつたが、「行政的な機関の長であつても出席を排除すべきではなく、文書館設立運動や、よりよい文書館の組織のあり方を考える場とすることにより、相互教育の場となるのではなからうか」ということになつた。そうして「今後、歴史的な史料の保存利用機関設立運動を展開するためには、その運動を進める恒常的な組織が必要である」「そのためには本会がこれまでのような私的な懇談会ではなく、公的な色彩を加味した協議会とすべきであらう」ということになつた。

次回の会合、即ち五十年度に山口で開催される会が、公的な色彩をもつ会合の最初の会となる。すでに会の名称や組織を検討する機関として四機関が選出されている。私は会の名称としては「文書館協議会」がよいのではないかと考えている。「歴史資料保存利用機関協議会」でもよいが、あまりにも長い名称のように思う。

山口で開かれる会で、ぜひ採択してほしい提案が一つある。それは学術会議で決定し、政府にその実施の勧告がされるばかりになつている「歴史資料保存法」の実現を図るため、決議を採択し請願などを実施することである。この法案勧告を学術会議が行なつたといふことをきかないのは、政府に受け入れの窓口が決つていないから

であらう。私は政府としての受け入れ機関は自治省だと思ふ。

その理由は、アメリカ国立公文書館副館長のセレン・バーグのこゝとばに「収集され保存され、いつでも研究者が閲覧しうる公記録が、組織的に研究され、その内容の重要性が確認されるまでは、いかなる国民といえども彼ら自身歴史の主人公とみなされ得ないものである」ということばがある。私は国を県におきかえて考えてみた。私達が収集し整理している公文書が、県民自身の手でその価値の確認される日、彼等自身が歴史の主人公となる日、これこそ民主的な社会の実現そのものではないか（過去の日本で文書館運動の発展しなかつた理由もここにあり）。とするならば、私達の行なつてゐる文書館設立運動やその充実化は、すぐれて民主主義的な運動そのものであり、地方自治の精神にかなつたものである。自治省として、このような地方自治法にそつた法案をとり上げなくては、自治省とはいえないのではなからうか。

またこの会は「歴史資料保存法」が成立するまで、この法案成立のためにあらゆる努力をする必要がある。私は陳情・請願・声明・要請・署名と、その時における最も効果的な方法で、運動を持続的に展開することを提唱する（短期間では実現化不能と思ふので）。この「保存法」のような法案がないため、私達の業務や研究がいかに阻害されているか、はかり知れないものがある。現状のような西部無法地帯脱出のため、その運動の中心部隊として、文書館協議会を強化し発展させなければならぬ。こうしてこそ、私達は胸をはつて歴史的史料の保存問題は解決に向つて進んでいるといふのではないだらうか。

# 山口県史料の継続出版事業

田村哲夫

(山口県文書館専門研究員)

山口県文書館が山口県史の史料第一巻にあたる古代編を刊行したのは昭和四十八年三月であった。四十九年度は近世編1と2に法制史料を取りあげ原稿作成に着手、まず秋藩の基本法令を一冊とし、つづく諸法令を、支藩等を含めて一冊にまとめる方針で予算措置もなされた。

近世編1 法制 上(昭和五十年年度出版)

万治以前主要法令、万治制法、四冊御書付、二十八冊御書付

近世編2 法制 下(昭和五十一年年度出版)

御書付後規要集、支藩主要法令、一門寄組主要法令

こうした藩政期の法令一つ一つを吟味し、必要な考証と註記を付して編集を進めているのが現状である。

つぎに昭和五十二年以降の出版として計画し編集準備の取りかかったのは中世編である。現時点では中世編1に綜覧・記録・国司守護表の三部を収め、中世編2に県内家別け古文書を、中世編3に県外家別け古文書を収録する予定である。そしてその収録年次は古代編につづく文治元年(一一八五)から慶長五年(一六〇〇)に至る四一五年間であり、古文書の内容は主として山口県内の土地、事件等に直接関係する史料価値に重きを置いた古文書から採用しようとして話合っている。

また、その史料採収方針としては過去に東京大学史料編纂所や、毛利家の三卿伝編纂所および山口県史編纂所等が明治・大正・昭和にかけて採訪収録された中世史料の現存・不現存調査を実施し、特に県内においては山口県文書館地方調査員の協力をもとめて古文書調査を展開しようと思図している。以上のことは山口県史料に収録された史料はできる限り原物にあたって行こうとする態度を維持しようとすることに外ならない。

さて、最後に山口県史料出版全体計画についてであるが、昭和四十八年をその第一年次とし、文書館史料目録の刊行とからみ合せながら順次出版を継続しつつ、一応十八年次の昭和六十六年度にはすべてを完成させたいと念願している。

その出版年次計画はおおよそ次表のとおりである。

- |         |      |         |      |      |
|---------|------|---------|------|------|
| ① 昭和48年 | 古代編  | ② 昭和50年 | 近世編1 | 法制上  |
| ③ 〃 51年 | 近世編2 | ④ 〃 52年 | 中世編1 | 記録   |
| ⑤ 〃 53年 | 中世編2 | ⑥ 〃 54年 | 中世編3 | 古文書下 |
| ⑦ 〃 55年 | 近世編3 | ⑧ 〃 56年 | 近世編4 | 経済下  |
| ⑨ 〃 57年 | 近世編5 | ⑩ 〃 58年 | 近世編6 | 文化   |
| ⑪ 〃 59年 | 近代編1 | ⑫ 〃 60年 | 近代編2 | 財政   |
| ⑬ 〃 61年 | 近代編3 | ⑭ 〃 62年 | 近代編4 | 産業   |
| ⑮ 〃 63年 | 近代編5 | ⑯ 〃 64年 | 近代編1 | 政治   |
| ⑰ 〃 65年 | 現代編2 | ⑱ 〃 66年 | 現代編3 | 文化   |

文書館ニュース 九号

昭和五十年三月

山口県文書館 発行

山口市後河原松柄一五〇一一  
電話 (4) 一一二一六